

する。

ハシヅメノハシ 橋爪の橋 金澤城内橋爪門附近の二・九・三・丸間の塹壕に架した橋をいうた。もと橋の爪にある門を橋爪門と名づけたから、その門の傍にある橋を橋爪の橋といふに至つた。

ハシヅメノリタダ 橋爪則忠 通稱太兵衛。直記。寶曆元年父左太夫敬忠の遺知四百石を受け、大小將・表小將・奥小將に歴任したが、十三年四月四日前田重政の歸藩に供奉中都合のことあり、同月七日流刑を命ぜられ、八月十六日發足し、明和三年十二月廿四日配所で歿した。その子長太郎思温、翌四年別に新知百石を賜うて組外に列した。

ハシヅメノ 橋爪武 加賀藩士岡田靜山の五子。安政五年生。十五歳橋爪芳尾に養はれてその嗣となつた。明治十年の頃警視廳巡查であつたが、父の病によつて國に歸り、十一年更に上京して參議大久保利通暗殺の非謀に與り、島田一良等が失敗の後再擧の任に當らんことを約して金澤に潛匿してゐた。既にして一良等の行動警吏の疑ふ所となり、探案頗る嚴なるを以て、水野生清等の勸告に因り一旦隱忍して時機を待たしめんと欲し、五月十二日金澤を發して東海道を上つたが、濱松に至つて既に事の遂げたるを聞き、金澤に歸り縛に就いた。後に終身禁獄に處せられたが、二十二年特赦によつて出獄し、四十一年歿。享年五十一。

ハシヅメモン 橋爪門 金澤城二丸の正面で、二・九と三丸との境なる塹の橋爪に在つた。橋爪門は、前田綱紀の質問により有澤貞が寫し上げた元和以前の圖に見えるから、

古い名目であらう。

ハシノマツ はしの松 一冊。俳人自來著。序は丁丑季春追遙園主人東志、及び寶曆七丁丑中春野木庵自來。東志は加賀の俳人であるといふが、自來の傳は明らかでない。書中に多く千代及び珈涼の作を收め、奥に寛政十二年仲秋鷺橋述として、千代尼の逸話を載せる。鷺橋といふのは關東門のそれであるらしいといふ。本書は上梓せられたか否か明らかでない。

ハシバマチ 橋場町 金澤通町筋町割附に、『五拾五間四尺、橋場町』とあつて、これは枯木橋から淺野川橋爪までの間敷である。元祿九年の本町肝煎裁許附にも『尾張町・橋場町』と記載し、坊間では懸作りと呼んだ。

ハジマサタダ 土師正忠 通稱小右衛門。初諱正治。正府の弟。延寶六年藩に仕へて二百五十石を領し、大小將組に屬して右筆の職に當り、正徳五年八月十日歿した。子孫藩に世襲する。

ハジマサツネ 土師正庸 通稱清太夫。父左馬助は浪人であつた。清太夫江戸の大橋重政の書風を學びて一家を爲し、前田綱紀に聘せられて、祿四百石を受け、右筆を職とした。元祿十年管家不審問答の著があり、十一年歿。子孫藩に世襲する。

ハジマサミチ 土師正道 通稱團次郎。清太夫。櫻井平十郎の子で、土師氏始祖清太夫正厩に養はれたもの。元祿十一年家督三百石を襲ぎ、大小將組に班し、享保四年二百石を加へ、寛保三年六十一歳を以て歿した。

ハシモトウンバチ 橋本靈八 大聖寺藩士。前田利道の若年頃に用水奉行を勤め、功績が多かつた。

ハシモトウザエモン 橋本惣左衛門 生國は尾張。知行三百石。加賀藩初の御大工である。

ハシモトカナガ 橋本近長 通稱平左衛門。享保十九年父三郎長貞の遺知四百石を襲いだが、寶曆七年不行跡を以て逼塞を命ぜられ、十三年縮所に入り、明和元年三月知行を召された。

ハシモトフザエモン 橋本治部左衛門 寛永九年前田利常に仕へて四百石を受け、子孫世々藩に仕へたが、八代平左衛門近長に至つて絶えた。

ハシモトウコクサイ 橋本幽谷齋 四至郡穴水の人。通稱長右衛門。刀圭を業とし、詩文を皆川淇園に學び、傍ら丹青に親しみ、最も戰鬪の状を描くに長じ、又彫刻を能くした。文化九年六月十七日八十二歳を以て歿。

ハシヤク 馬借 馬を便役して駄賃を得る者、即ち馬方を馬借といふた。十二册御定母に載せた寛永三年 加賀郡奉行からの言上書に『私共支配三郡宿方馬借、近年商人荷物致減少、傳馬荷物次第多溜成、馬借共並荷問屋必死と潤色無御座難儀仕候。』など、見える。

ハシヨウオウキマイサイタムケチヨウ 芭蕉忌毎歳手帳 一冊。能登黒馬の俳人殊トの筆録本で、天明三年から七年に至るまで、その文朝亭で修した芭蕉忌の手向の句を集めたものである。

ハシヨウキ 芭蕉忌 藩政の時、十月十二日に行はれ、俳諧者流の芭蕉追遠の爲に句筵を開くものが多かつた。又時雨忌ともいふた。

ハシヨウシヨウクシユウ 芭蕉消息集

一冊。關東著。芭蕉の消息にして、加賀・能登・越中三國の中にあるものを集めてある。序に天明丙午夏六月志陽錦城外東嶽岩嘉三とある。同年霜月京枝權兵衛・菊屋太兵衛板。

ハシヨウドウサンダイクシユウ 芭蕉堂三代句集 二冊。芭蕉堂關東・若虬・千屋三人の句集で、同六代公成が著したものである。安政六未霜降月保實序、己未仲冬芳麓可權跋。南無庵藏版。

ハシララジ 柱尾地 鳳至郡東山の内の小宇。

ハシリ 走り 藩政時代の走りは村邑の使丁で、名高持の小百姓又は頭振りから、一村一二名を選び、肝煎の使役に任じた。村方で選任し、餘荷を以て給米を支辨するが、その給米を走り恩といふこともある。郡により走りをアルキ又はバンドウと呼ぶ所もあつた。

ハシリイリ 走入 ハシ 羽咋郡邑知院に屬する部落。

ハシリテ 走出 鳳至郡櫛比庄に屬する部落。往古は門前・清水と共に諸岡村の内であつたといふ。能登名跡志に『走出村、寺口續きにて十村役あり。諸岡氏なり。』とある。寺口は門前に同じい。

ハシリビヤクシヨウ 走百姓 藩政の時、百姓の居村を離れて逃亡したものをいふ。逃散の百姓といふものに同じい。慶長六年五月十七日の法令に『逃散之百姓相抱候ば、宿ぬし可成敗、其村としては屋別に八木一石宛可出之事。』同七年三月廿六日の法令に、『走百姓抱置村々、屋別出來高三分一透電百姓之給人可取之、三之二は可爲藏納。但未進三分一